

静岡県告示第205号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については平成29年3月14日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和3年3月13日付けで消滅した。

令和3年3月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

加入区の名称

清水加入区